



2教保第113-1号  
令和2年4月24日

各県立学校長 殿

愛知県教育委員会事務局長

県立学校の臨時休業期間の延長について（通知）

臨時休業期間については、令和2年4月10日付け2教保第70-1号「新型コロナウイルス感染症対策 愛知県緊急事態措置に基づく臨時休業期間の延長について」により、令和2年5月6日（水）まで延長することとしたところです。

4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されて以降も、依然として、国内及び県内の感染者数は増え続けており、予断を許さない状況であることから、県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長し、6月1日（月）に学校を再開することとします。

ただし、今後の県内の感染状況等を踏まえ変更する場合があります。

各学校においては、幼児児童生徒に周知するとともに、臨時休業中は、下記の点に留意し、適切に対応してください。

なお、円滑な学校再開に向けて、5月21日（木）以降を学校再開準備期間とすることを予定しており、その準備内容については、改めて通知します。

記

- 1 原則として、登校日は設定しないこととするが、設定する場合には、必要最小限に留めること
- 2 特別支援学校においては、真にやむを得ない児童生徒について、自主登校教室の設定など児童生徒の安全な居場所を確保する体制を整え、保護者等との連携を密にして対応すること
- 3 部活動や補習等は引き続き自粛すること

担当 保健体育課 振興・保健グループ（山下）  
高等学校教育課 教科・定通指導グループ（鶴見）  
特別支援教育課 指導グループ（尾野）  
電話 052-954-6793（保健体育課がヤルイン）  
052-954-6787（高等学校教育課がヤルイン）  
052-954-6798（特別支援教育課がヤルイン）